

在籍型出向を活用し、「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」を受給しませんか？

「在籍型出向」では、自社にはない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。労働者のスキルアップを在籍型出向で行い、条件を満たした場合には、**出向元事業主に対しての助成金が支給されます**。積極的にご活用ください。

助成対象となる「出向」とは？ 以下のすべてに該当する出向を指します。

- 労働者のスキルアップを目的とすること※
 - 出向した労働者は、出向期間修了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること
 - 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること。
- 部分出向も助成対象となる場合がありますので、ご相談ください。
(部分出向とは出向期間中に、出向先事業所と出向元事業所の両方で勤務を行うことです。)

助成の内容 対象：出向元事業主（企業グループ内出向の場合は支給されません）

	中小企業	中小企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） イ 出向労働者の出向中の賃金※ ¹ のうち出向元が負担する額 □ 出向労働者の出向前の賃金の1 / 2の額	
上限額	8,635円 ※ ² / 1人1日当たり (1事業所1年度あたり1,000万円まで)	

※1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

※2 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和6年8月1日時点）毎年8月に改正されるためご注意ください。

助成額の算出例（イメージ）

条件例：

- 出向元は**中小企業**
- 出向前の賃金日額、出向中の賃金日額はいずれも**9,000円**
- 出向元賃金負担**3,600円**、出向先賃金負担**5,400円**（出向元の賃金負担が4割）
- 出向復帰後の賃金日額**9,450円**

助成率：2 / 3

助成額：2,400円（上限額の条件である日額8,635円以下も満たしている）

イ：3,600円

□：4,500円(9,000×1/2) となるため、低い額はイとなり、

具体的な金額は 3,600円×2 / 3 = **2,400円** /日が出向元事業主に支給されます。

受給までの流れ

1 出向元事業主と出向先事業主との**契約**※1
労働組合などの**協定**
出向予定者の**同意**

2 出向計画届（スキルアップ計画を含む）
提出・要件の確認※2

3 出向の実施（1か月間～2年間）

4 出向から復帰（賃金上昇）※3

5 支給申請※4
助成金受給※5（最長1年分）

※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

※2 **出向元事業主が出向計画届を作成し**、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。

※3 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させる必要があります。

※4 出向復帰後6か月後の賃金支払日の翌日から起算して2か月以内に**出向元事業主が支給申請書を作成し、都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。

※5 支給申請書に基づき、出向元事業主に助成金を支給します。

「在籍型出向」の活用事例

製造業（出向元）

事業体制見直しの中で新製品の事業開拓を進めるため、従業員のスキルアップやキャリア形成をしたい。

ロボット組立の最先端工場で経験を積ませ、組立技術やライン管理、安全管理技能等の習得を目指すことにした。



産業用電気機械器具製造業（出向先）

海外でのロボット需要拡大で製造現場の人員が不足しており、質の高い人材を探していた。違う環境・職種へチャレンジしたいという意欲のある人材を受け入れることとした。

温泉旅館業（出向元）

老舗旅館を経営しているが、最新型ホテルの優れたサービスを学ぶため、出向させたい。



ホテル・サービス業（出向先）

老舗旅館からの出向であることから、スタッフのスキルアップにもつながると考え、初めて出向を受け入れた。

実際に出向した方の声

- ・異種業種による新たな活躍の場・視野の広がり
(出向元とは違う業務を経験することにより視野が広がり、自信がついた等)
- ・専門知識やノウハウの習得による自らや会社の業務分野の拡大への貢献
(基礎的な資格を取得し、今後のさらなる資格取得やその資格を活かした職業へと視野が広がった等)
- ・同業種の異なる業務への興味拡大
(現場業務のみならず、事務等の後方支援にも興味をもつことができた等)
- ・自らの適正、適職の確認
(異なる業務を経験することで、自分の適性など、やりたいことが見つけやすくなった等)

申請・問い合わせ先

助成金を受ける際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。支給要件の詳細はガイドブックをご確認ください。ご不明な点があれば、**鹿児島労働局**（下記）までお問い合わせください。

【鹿児島労働局 職業安定部職業対策課 助成金1係】産業雇用安定助成金担当

〒892-0847 鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石町第一生命ビル3階 TEL: 099-219-8713 FAX: 099-808-0016

出向マッチング支援・相談

(公財)産業雇用安定センターではスキルアップ支援コース(在籍型出向)のマッチングを無料で支援しています。出向の仕組みや契約等に関する相談も承っております。まずはセンターにご相談ください。

【公益財団法人 産業雇用安定センター鹿児島事務所】

〒890-0053 鹿児島市中央町26-18 南日本中央ビル4階 TEL: 099-812-9551 FAX: 099-258-9101